

事業 及 禪形什製造

企業系統 ナシ

使用労働者 職工 男一〇 女一〇 計一〇名

三 労働者側

争議参加者 職工 十名

加盟労働組合 関東美術及禪工組合

争議参加者中組合加盟者 全ス

四 争議発生ノ時 十二月十日

五 争議発生原因

事業主ハ同定資金ナシ幸シテ營業シテ持續シツ、アリシルカ本  
年六月ヨリ事業一層不振ニ陥リ資金不拂ノ状態ニ至リ  
終業員ト折衝安撫ノ上場務セシメツ、アリタルニ最近ニ至リ  
資金ノ融通全ク行詰リ客月末ノ工賃約五十圓ノ支拂不能ニ陥  
リシルヲ以テ従業員ハ本月三日以降支拂方諸ホシツ、アリタ

ルニ事業主ハ之ニ處スル能ハス然ト休業状態トナリタルニ因

六 要求事項

- (一) 工賃支拂相成度シ
- (二) 既定ノ休業手當支拂ニ相成度シ
- (三) 待遇改善
- (四) 値下反對
- (五) 解雇反對
- (六) 争議中ノ日給ヲ支給サレ度シ
- (七) 争議費用シ負擔サレ度シ

七 経 過

一 労働者側

従業員側ハ前記ノ如ク工賃ノ支拂不能ナルヨリ前途ノ不安ヲ  
感シ本月十日以降全員罷業(徒弟四名ヲ除ク)シ今十三日事業